

## 「読本」<sup>とくほん</sup>と女子教育

——愛知県第一高等女学校を事例として——

眞 有 澄 香

はじめに

これまで日本教育史においては、明治五（一八七二）年の「学制」頒布に先立ち、独自の教育構想によって学校設立に着手していた地域として、京都や沼津、東京や名古屋などが挙げられてきた。すなわち、京都では明治維新直後から市の六四の町組に小学校を設立、沼津では徳川家の静岡異封に随行した洋学者たちによって設立された沼津兵学校の予備門として附属小学校が設けられ、東京府下では共立の小学校設置、名古屋もまた住民たちによって「義校」と称した大規模な学校整備が進められていたという事実である。こうした中央政府の指示を待たずに小学校を設置した各地域は、日本教育史においては「学制」前に教育整備を組織・実施したことで評価されてきた。だが、それらは必ずしも女子教育の振興と軌を一にしていたわけではない。

例えば、愛知県下の女子教育については、結城陸郎『愛知県近代女子教育史』に次のような指摘がある。<sup>1)</sup>

愛知県の女子教育は新たな発展の様相を呈するのではあるが、然し当時の日本全国の女子教育の展開（梅香女学校・同志社女学校・桜井女学校・官立東京女学校・北海道開拓使学校等々）に対比すれば、その不振の程は認めざるを得ないのであり、真の女子教育体制の整備は、明治後期以降に俟たざるを得ないのである。

わが国における女学校の嚆矢は、一八七〇（明治三）年に築地居留地に設立されたA六番女学校（のちの桜井女学校・現女子学院）であり、翌年には官立東京女学校も創設された。いわば、宣教師たちの熱意によって、女子教育の産声は東京であげられ、一八七五（明治八）年に設立された京都の同志社女学校（現同志社女子大）へと広がっていったのだが、「義校」や兵学校を基盤とした男子中心の学校整備を行った名古屋や沼津では、むしろ女子教育は低迷し、全国的にも著しく後れをとっていたのである。そうした日本教育史における教育先進地としての評価と女子教育の不振という、両極を抱え込んだ地域の女子教育とはどのようなものだったのであろうか。本稿では、名古屋の愛知県第一高等女学校を取り上げ、そこで使用されていた「読本」に着目しながら、女子教育の後れと理想とされた女性像との関係性を探ってみたい。

## 愛知県下の女子教育

明治維新後、来日した宣教師たちが女子教育に力を注ぎ、いち早く東京のA六番女学校や横浜のキダー塾（現フェリス女学院）を設立したように、愛知県下においてもミッション系女学校の設立が女子中等教育の起爆剤となっていた。彼らの活動は布教や宣教を目的とするものではあったが、西欧における女子の地位向上と女子教育重視の風潮を反映して、県下でも明治二〇（一八八七）年に来名したメジスト教会の宣教師ロング・E・マカルビン師によって名古屋清流女学校が創設された。これが、県下における女子中等教育の嚆矢とされている。その後、名古屋英和女学校（彰栄女学校）、婦人学舎（紅楓女学校）や金城女学校が設立され、公立女学校の設立が後れていた県下の女子教育を牽引していった。

明治中期から後期にかけて創設された、これら四校のミッション系女学校は、西欧キリスト教における女子教育理念——教養教育とそれを通じた女子の地位向上——の実現を目的とし、初等中等教育が未分化だった時代に、女学校というよりは私塾のような存在として出発し、キリスト教布教の補助的役割としての英語教育機関といった専門学校のような位置付けで発展していった。しかしながら、中央政府が「中学校令」（明治一九年）・「改正中学校令」（明治一四年）・「高等女学校規定」（明治二八年）などを公布し、皇国民教育や富国強兵を目指した明治二三（一八九〇）年の「教育勅語」が基本理念とされて次第に中等教育制度が整備されていくと、欧化主義的な文化や

校則は改正され、国家主義的良妻賢母教育への移行を余儀なくされる。例えば、名古屋清流女学校は「教育勅諭」が漢発される直前に、それまでの教養重視から日本旧来の女性の職分を自覚させるための日本婦人の養成へと教育方針を改正した。また、宗教教育や英語教育に力を注いでいた名古屋英和学校は明治二九（一八九六）年に廃止され、婦人学舎（紅楓女学校）もまた明治二三（一八九〇）年に私立金城女学校に吸収合併される。こうして、明治初期に活発な動きをみせたミッション系の女学校は、国家による女子教育制度が確かな骨格を持つまでに、その盛衰を分けていったのである。

一方、県下の公立女学校は、明治二八（一八九五）年の「高等女学校規定」を受けて、非ミッション系的教育理念に基づいた女子中等教育振興の機運を背景に設立されていった。県内の公立女子中等教育機関の嚆矢は、愛知県名古屋高等女学校（のちに名古屋市立高等女学校と改称）である。これは、県立ではなく、名古屋市立の高等女学校であり、市会の議決によって市税による高等女学校が誕生したのである。初代校長の棚橋絢子は、盲目の漢学者である夫を助けるため、尾張地方で私塾を営み、その後名古屋の十番小学校に勤務、さらに官立愛知師範学校養成科に入學して教員資格を得、名古屋市の小学校女子部の校長などを歴任して、四〇歳で学習院教師となって公爵夫人や侯爵夫人、子爵後室らの女子教育に当たった人物である。そうして、下田歌子と並び称せられるほどの女子教育者として活躍した棚橋は、その女子教育観——徹底した良妻賢母主義——だけでなく、商家の子女という平民出身者であり、名古屋とも縁が深かったため、県内に初めて創設される高等女学校の初代校長として白羽の矢が立てられたのである。

愛知県名古屋高等女学校の初代校長として懇請された棚橋の経歴やその経緯については、前掲した結城の『愛知県近代女子教育史』に詳述されているが、それをみても、ミッシヨン系の女学校に後れること八年を経て設立された公立高等女学校の教育目的は明らかである。もちろん、いまだ「良妻賢母」という四文字は見当たらないが、貞淑な女徳を養い、善良なる中産階級育成のための教育という女子教育への期待が、市立高等女学校の設立を急がせたといっている。高齢である上に、すでに大病を患っていた棚橋を、名古屋市当局が様々な攻勢で就任にまで漕ぎ着けたという事実は、市会の目論見を伺うには十分であろう。ちなみに、愛知県下では、明治二二（一八七九）年に愛知県会が開設されるや、女学校廃止論が大勢を占め、県内の女子中等教育は興廃を繰り返すばかりで、女子中等教育は長い空白期を迎えていた。

愛知県名古屋高等女学校設立以後に公立高等女学校として設置されたのは、明治三五（一九〇二）年に創設された豊橋町立高等女学校である。同校は名古屋市立高等女学校に倣って開校されたわけだが、名古屋市立高等女学校設立から七年を要している。ようやく県立として愛知県（第一）高等女学校が創設されたのは、翌明治三六（一九〇三）年である。実に、県会の女学校廃止論から四半世紀近くも、愛知県下の女子中等教育問題は無策のまま放置されていたのである。

## 愛知県第一高等女学校の発足

明治維新後、日本の中心部に位置する愛知県では、紡績・織物・陶磁器・機械などの工業が盛んになり、産業経済の発達とともに交通機関も整備され、愛知県第一高等女学校が創設された明治三六（一九〇三）年末には人口一七五万二千余人を数える都市へと変貌していった。これは、東京府や大阪府などに次いで全国五番目の規模である。小学校については、明治三三（一九〇〇）年に「小学校令」が改正され、尋常小学校を四年制に統一、高等小学校を二年、三年または四年とした。こうして、全国的に四年制の義務教育課程が成立し、授業料の徴収も「小学校教育費国庫法」によって無償を原則とされ、教育財政面からの教育制度基盤の確立が図られていくと、翌明治三四（一九〇一）年の学齢児童の就学率は、男女平均八八％にまで上昇する。ことに、一〇年前には三二％だった女子の就学率は八一％にまで上がり、急速に男子の就学率に接近していった。こうした機運が、女子中等教育の整備を促す大きな要因となったことはいうまでもない。

この時期には、戦前期の女子教育の柱となる「高等女学校令」（明治三二年）も公布され、女子教育不要論が大多数を占めていた愛知県下でも県立高等女学校設置の必要に迫られていく。そして、いよいよ明治三六（一九〇三）年に県立高等女学校設置の告示がなされ、名古屋市南武平町に愛知県立高等女学校が発足する。これが、県下初の県立高等女学校である。ただし、名称は、制度の改正などに伴い、二度改称された。開校当初は「愛知県立高等女

学校」、大正四（一九一五）年には「愛知県第二高等女学校」の設置に伴い「愛知県立第一高等女学校」と改称、大正一一（一九二二）年には「高等女学校令改正」（大正九年）による本科修業年限の改定や専攻科設置、郡制廃止（大正二一年）などに伴って「愛知県第一高等女学校」と改称され、戦後の教育改革までこの名称が用いられた。したがって、ここでは「愛知県第一高等女学校」の名称で統一する。

さて、愛知県第一高等女学校が設置された明治三六（一九〇三）年には、官公私立の高等女学校は全国で九一校（そのうち県立は六二校）が設立されており、なかでも二校以上を設置していた府県は、新潟・大阪・兵庫・島根・山口など二〇県近い。北海道・京都府・神奈川県など、少なくとも一校を設置していた道府県は二五県である。それからすれば、愛知県の県立高等女学校設置はかなり後れていたといわざるを得ないが、県下初の高等女学校ではどのような教育が施されていたのだろうか。しばらく、『愛知県第一高等女学校史』<sup>2)</sup>を繙いてみよう。

県は、明治三六（一九〇三）年二月に開校の告示と同時に「愛知県立高等女学校学則」を制定し、本科四年、技芸専修科二年を設けた。翌三月には、新聞紙上に「生徒募集広告」を掲示し、本科四〇名、技芸科四〇名の入学者を募った。県下初の高等女学校ということもあり、教育関係者のみならず、県民の注目も集まり、八〇名の募集に四〇〇名近い応募者があったという。教員数は六名で、初代校長には杉浦要太郎が任命された。杉浦は、奈良県出身、高等師範学校を卒業後、奈良県立高等女学校校長を勤め、三九歳で本校校長に選出された。

杉浦の教育方針は、次のようなものであった。<sup>3)</sup>

杉浦校長の指導方針は、日露戦争の時勢を反映して、訓育にも厳しかった。三十八年八月の「婦女新聞」の女学生問題に関する記事には、「女子教育の職に当るものの最も難事とするは取締である。……家庭に於いて父兄の監督は比較的寛に流れて居る様ですから、学校では此反対の方針を採て厳格に取締らねばならぬ。男女の交際などまだまだです」と述べている。

しかし校長は、一面、音楽とスポーツを愛好し、終始明るく生徒を導いた。

杉浦校長の指導方針は、高等女学校の教育目標が良妻賢母教育にあるという森有礼文部大臣の意向や「高等女学校令」に基づくものであり、当時としては格別特異な指導方針を持つものとはいえないが、開校二年後、最初の卒業式を迎えると直ちに同窓会（和楽会）の初代総裁となり、同窓会誌「あゆち」の発行を指導。その翌年には校友会を組織し、自らが初代会長に着任するなど、同校の発展を願い、その基盤を築いた功績は大きい。ちなみに、「あゆち」に掲載された第一回卒業生の回想には、学校に行くのが楽しみだった、校長先生を鬼にして鬼ごっこをした、といった思い出が綴られているという。

当初の入学者は、年齢にも四、五歳の開きがあり、入学前の学歴もまちまちで、本籍も名古屋市が半数を占めてはいるが、他府県からの入学者も二割ほどみられる。また、家長の職業もさまざまであり、本科、技芸専修科ともに、商業が三割とずば抜けている。続いて、無職が二割強、農業は二割弱である。本科の授業料は、開校当初には一ヶ月一円と定められており、その他、教科書代、文房具代、通学費、食費などを加えると、相当な出費となる。



当時の大工の日当が八〇銭だったことを考えると、いろいろな意味で選ばれた子女でなければ入学は不可能であったと、容易に推測することができよう。いずれにしても、ようやく県下初の県立高等女学校は、その第一歩を踏み出したのである。

### 愛知県第一高等女学校と「国語読本」

音楽とスポーツを愛し、訓育にも厳しかった杉浦校長の下、数名の教員と事務員から出発した愛知県第一高等女学校は、次第に校舎も充実されて入学者も多く迎え入れるようになる。しかし、本校の創設期に当たると明治三八年には日露戦争が終結して戦後の恐慌に陥っていった時期とも重なり、社会的な矛盾も表面化して社会主義的思想が広がりつつあった。そこで、文部省は学生生徒の風紀に関する訓令を出し、健全な思想と風紀の徹底を図った。それにより、女子教育における従来の良妻賢母主義教育は厳しさを増し、本校でも、校長が機会あるごとに生徒たちに「教育勅語」を暗唱させたという。

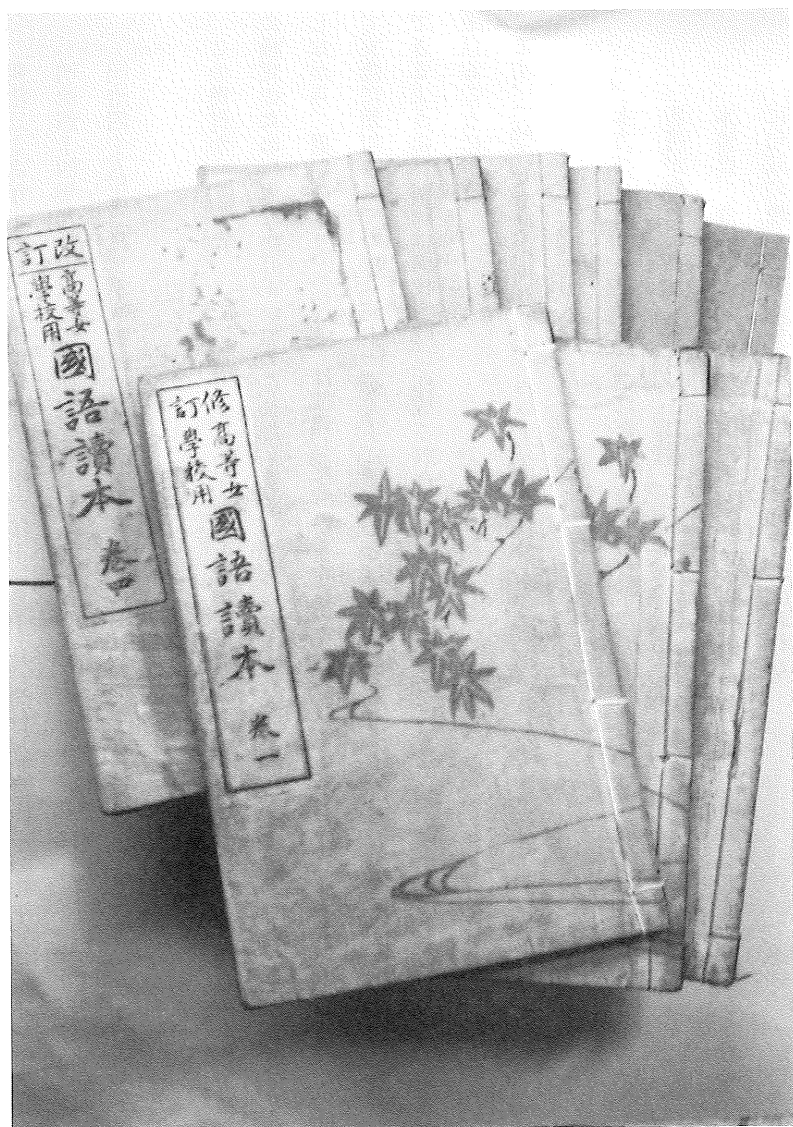
その他、『愛知県第一高等女学校史』には開校当初の学科課程や教科書も記録されている。なかでも、「本科学科課程」によれば、国語科が毎週六時間と最も多く、本校の特色として「課題作文」というものも挙げられている。

なお、県立高女の特色の一つに、課題作文があった。その第一回は四十年十月に行われ、以後毎学期一回ず

つ予告なしに実施された。学年ごとに共通の題を課し、時間は一時間であった。とくに優秀な作文は全校生徒の前で講評を受け、校友会誌「あゆち」に掲載された。<sup>(4)</sup>

この記述からしても、本校が修身科と同様に国語科を重視し、講読や作文による徳育の養成を目指していたことがわかるであろう。校友会誌「あゆち」に掲載されるような優秀作文を書くため、女学生たちが競って熱心に国語科を学んだことは想像に難くない。その掲載された優秀作文が「我が庭園の秋色」「我が家のまはり」「我が村」など、当時、優れた自然主義小説として高く評価された国木田独歩『武蔵野』（明治三四年）を思わせるような、身近な自然美に自己の心境を託した作文であることは、国語科による徳育教育や情操教育が「課題作文」の狙いであり、それこそが本校の特色であることを伺わせる。

では、その国語科ではどのような講読の授業が行われていたのだろうか。『愛知県第一高等女学校史』の「教引用書配当表」によれば、国語科講読用教科書として「高等女学校用国語読本」が使用されていたという。<sup>(5)</sup>ここで、「高等女学校用国語読本」をみておきたい。なお、いま手許にある「高等女学校用国語読本」（元々堂書房）は、次頁に資料（一）として掲げたように、巻一、二は明治四五（一九一二）年二月九日文部省検定済、巻三、四、六、十（巻五は欠）は大正元（一九一二）年一月二日文部省検定済の供給本である。ちなみに、巻一、二の奥付には、検定済までの経緯が次のように記されている。



資料（１）「訂修高等女学校用国語読本」

（卷一、二：明治45年2月文部省検定済、

卷三、四、六～十：大正元年11月、文部省検定済、元々堂書房）

明治三十六年十二月十日印刷、明治三十六年十二月十五日発行、明治四十一年十二月二十三日訂正再版発行  
明治四十四年九月十六日印刷、明治四十四年九月十九日訂正三版発行  
明治四十五年一月二十八日印刷、明治四十五年二月一日訂正四版発行

この奥付からすると、ここで取り上げる「高等女学校用国語読本」は本校開校当初と同一のものではなく、すでに検定のために何度か訂正が加えられた「読本」であり、厳密には大正期から使用されたとみるべきである。しかしながら、周知の通り、「読本」は散逸したのもも多く、保存されているものも検定本が中心であり、供給本として実際に使用されていた「読本」を入手にすることは極めて困難である。したがって、ここでは、奥付からも確認できるように、初版は開校当時に作成されたものであり、少なからず当初の姿を残すものとして、参考までに取り上げることにする。

まず、「高等女学校用国語読本」（以下、「国語読本」と略記）の「緒言」を掲げておこう。

一、本書は、高等女学校及びこれと同一程度の女学校の国語科に於ける講読用教科書に充てんがために、文部省所定の教授要目に準拠して編纂したるものなり。

一、本書は、今回改定せられたる国定小学読本と相連絡せしめ、その内容の重複を避くるは勿論、送り仮名並に句読の施し方等に至るまで、専ら範をこれに取れり。

この「緒言」が「明治四十四年八月」に記されていることから、「今回改定せられたる国定小学読本」とあることからしても、この「国語読本」が明治四三（一九一〇）年七月の第二期国定教科書使用開始を受けて編纂されたものであることは明らかである。また、「文部省所定の教授要目」とは、明治四三（一九一〇）年に改正された「高等女学校令」に伴い、翌四四（一九一一）年に公布された「高等女学校及実科高等女学校教授要目」（以下、「教授要目」と略記）を指している。この「教授要目」は、国語科の教育内容がより詳細に規定され、極めて国家主義的な要素が取り込まれたものである。例えば、「講読」で取り上げられる教材文は、「我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ」、あるいは「温良貞淑ノ女徳ヲ涵養スルニ足ルモノ」とされ、なおかつ「美德善行アル女子ノ事蹟又ハ忠良賢哲ノ言行ヲ敘シ修養ニ資スヘキモノ」といったように、「忠君」や「女徳」、「貞淑」の「涵養」のために精選された教材文が羅列された「読本」が作成されることになる。この「国語読本」は、その「教授要目」に則ったものであり、そこに採録された文章は「一、女徳の修養、堅実なる思想の養成、高尚なる趣味の涵養、実用的知識の供給及び家政の整理等に関する材料の選択には三たびその意を致せり」（緒言）というものである。

卷一、一課「春のあした（韻文）」をみてみよう。

朝日に匂ふ花の色、

霞にまよふ鳥の声。

暁知らぬ眠もさめて、

みるものに、聞くものに、

心浮き立つ春のあしたの

そらや、そらや。

この教材の出典は「新体詩歌集」とされているが、これは明治二八（一八九五）年九月に大日本図書から刊行された外山正一による詩集から採録されたもので、原題は「春朝」である。高等小学校を修了したばかりの女学生に合わせて、「朝」を「あした」と平仮名に変えた上、難関を突破し、選ばれて高等女学校に入学した女学生たちの浮き立つ心情を代弁するかのような韻文が巻頭を飾っている。続く二課「国花」は次のようなものである。

我が日本人の国花として世界に誇るに足るものは桜であらう。爛漫と咲き乱れた桜の花が、山を埋め、谷に満ち、雲とまがひ、雪とまがふ景色は、日本固有の美景である。

日本の国花として「桜」が制定されているわけではないが、皇室の紋章である菊花と並んで親しまれている「桜」を「日本の花の中の花」として、読者を一課の「春」から二課の「桜」へと誘い、三課「都の花信」として手紙文の見本を示している。さらに、四課「御園の姫松」で内親王殿下姉妹の仲睦まじさ、気品や優しさを讃えるという

構成を取っている。こうした身近な自然から日本人としての心の有り様、さらには皇国民としての心構えへと導かれる、といった編集方式は、いずれの「読本」にもみられる大きな特色ではあるが、「国語読本」の各巻に共通していることは、自然に関する教材文——「天の橋立」「夏景色」「瀬戸内海」など——のなかに、偉人や賢婦といわれる人々の伝記が数多く挿入されていることである。

例えば、坪内雄三がグリム童話のシンデレラを日本版に翻案した「おしん」(巻一・二三、二四課)、母親の看病をしながら苦勞して作曲家になった「孝子ピール」(巻二・二七課)、日露戦争で国民的英雄となった「東郷大将の母堂」(巻四・二六、二七課)、徳川家光の乳母としてその地位を堅固にしたという「春日局」(巻七・六、七課)など、枚挙にいとまはない。その一例として、巻三・二五課に掲げられた、精神を病んだ母と知的障害の姉を抱えながら、貧しさに耐え、労苦を厭わずに二人を手厚く看病し、家長としての責務も全うしながら法令を遵守したという孝女「佐藤つる」の末尾を次に掲げておこう。

かく孝行すぐれしのみならず、一家の主として公令を守り、田租・雑税など、掟のまにまに人にさきだちて納めけり。明治二十四年十二月、このこと雲の上にもきこえて、勅定の緑綬褒章を賜ひ、其の善行を表彰せられたり。

この教材については、すでに拙著『「読本」の研究 近代日本の女子教育』<sup>6)</sup>でも触れているのでここで詳述はし

ないが、この「佐藤つる」が明治期に発行された「読本」三七種のうち、約四割に当たる一五種で採用されている教材であり、先述した「教授要目」で「美德善行アル女子ノ事蹟又ハ忠良賢哲ノ言行ヲ敍シ修養ニ資スヘキモノ」という教材の最たるものであることは首肯できるであろう。なおかつ、「雲の上にもきこえて」「緑綬褒章を賜」った点など、「我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ」でもある。すなわち、教科活動の柱となる国語科の「読本」からみえてくるのは、本校での教育の実態が、「高等女学校令」や「教授要目」に示された教育内容を実に厳格に、忠実に実施していたということである。それからすれば、学校史に綴られた忘れがたい楽しい青春の日々という思い出は、あくまでも美化された遠い過去の記憶なのであって、その内実は、まさしく「雲の上」である中央政府の教育方針と寸分違わぬ国家主義的な良妻賢母教育が施されていたといえる。

### 「読本」から『尾三婦女善行』へ

では、その国家主義的な良妻賢母教育とは、どのような女性像を目指すものだったのか。ここに興味深い資料がある。それは、明治四三（一九一〇）年に愛知県第一高等女学校校友会が刊行した『尾三婦女善行録』である。次頁に資料（②）として写真を掲げておいたが、菊判の和綴じで、金粉が鏤められた良質の美濃紙で飾られている。これは、第二代校長鵜飼金三郎の指導の下、明治維新後、県下で貞婦烈女として表彰された婦女一〇一名の善行を詳細に記録したものが、なぜこのような記録が編纂されたのか。その目的は、次に掲げる「緒言」からも明らか





資料（２）「尾三婦女善行録 全」

（明治 43 年 11 月、愛知県立高等女学校校友会）

「続尾三婦女善行録 全」

（大正 2 年 12 月、愛知県立高等女学校校友会）

である。

一、世には徒に女徳を云為する者多くして、却て其の帰趣する所を知らざらしむるは、近時女子教育上の通弊とす。女子に理論を説く本より必要なれども、古来の貞婦烈女の生涯を尋ねて、其の徳を表彰し其の範を実例に示すの、更に又切要なるを思ふ。

一、本篇は此の意味に於て編纂したるものにして、一は明治維新以後会賞勲局若くは県当事者より表彰せられたる県下の婦女百一名の善行美徳を録し、

一は本校生徒の修身の模範とし齊家の資料と為さんが為なり。

この「緒言」は、第二代校長鶴飼によるものだが、ここに鶴飼の女子教育観が明快に語られている。すなわち、女子には「理論を説く」よりも「実例に示す」のが最も効果的であり、そのために「婦女百一名の善行美德」の記録集を編纂し、生徒たちの心情に直接訴えることで修身齊家（治国平天下）——天下を治めるには、まず自分の身を修め、次に家庭を平和にし、次に国を治め、次に天下を治める順序に従わなければならない——を指そうという、極めて国家主義的な発想からである。

では、どのような女性が「模範」なのか。「緒言」にも明示されているように、『尾三婦女善行録』には一〇一名の婦女の善行が紹介されているが、ここでは冒頭に掲げられた「野田とせ」を取り上げることで、その理想像を確認しておきたい。

「野田とせ」は、岐阜県羽栗郡北宿の生まれで、一二歳の時に中島郡の北端に位置する奥町の機業を営む渡邊庄三郎方に子守として雇われた。しばらくして二児を残して妻が没すると、とせは幼少の二児を愛育し、それは慈母のようであった。その後、主人の庄三郎も亡くなり、後妻が家業を取り仕切るが失敗。とせは幼児を養育する傍ら、農事と機業をこなし、自身の私生活をも擲って主家への奉公に専心した。その甲斐あって、長男は家業に励むが間もなく病死してしまう。そこで次男が家業を継ぎ、とせを母として戸籍登記を願い出るが許可されなかった。それでもとせは主家の機業を手伝い、染法を改良するなどして家業の発展に尽くした。村人たちからは「福虫」と讃え

られるが、それにも高ぶる色はなかったという。

とせが主家に仕ふること実に四十有余年、その志行卓絶人の亀鑑たるべしとて、曩に愛知県より賞与を受けたりしが、更に明治二十九年五月十二日、官緑綬褒章を賜ひて其の善行を表彰せられたり。

主家への忠誠を貫いた、「志行卓絶人の亀鑑たる」女性として紹介された「野田とせ」の肖像写真には、その人柄と苦勞のほどが滲み出ているかのようである。こうして、忠義・孝行・清貧・忍耐・慈愛・戒慎といった婦徳を實踐した婦女たちの善行が並べられ、そこに本人の写真と褒賞の文面が記載されている。この『尾三婦女善行録』は、確かに「修身の模範」として「其の範を実例に示」したものといえよう。

さらに、この記録集を編纂した目的は、もう一つある。それは、実際に緑綬褒章を受けた当人たちを学校に招き、これら善行の婦女の話が決して絵空事ではないこと、自分たちも実行すべき身近な話であること、それらを生徒たちの目でハッキリと認識させるためであった。「緒言」には、次のようにも記されている。

一、本校新築落成式を挙げ、此等善行ある婦女の招待会を行はんとするに際し、此の編を公にすることを得たるは実に光榮なるのみならず、之に依りて平素所信の一端をも達することを得は、予の大に喜とする所なり。

鵜飼校長がこの記録集の編纂を指導したのは、他でもない。百聞は一見にしかずを実行したのである。すなわち、「教授要目」に準拠して作成された「国語読本」に採録された孝子や孝女たちを身近な存在として、具体的な模範を實際に示すことであった。この目論見は、見事に成功したとわいていい。なぜなら、この善行婦女の招待会は、爾来、本校の恒例行事となったからである。さらに、明治四三（一九一〇）年一月、皇太子殿下行幸の際にも、この『尾三婦女善行録』が献上され、校長は生徒一同を講堂に集め、「今日の光栄を永久に記念し、各自がいよいよ奮励するように」と訓示した<sup>(8)</sup>。その後、大正二（一九一三）年一月には『続尾三婦女善行録』も刊行され、「国語読本」に登場した孝子や孝女たちは次第に生徒たちの心中で、実体のある現実的な模範として、その女性像を結んでいくことになる。

### おわりに

こうして、「国語読本」や『尾三婦女善行録』などから、愛知県第一高等女学校が女子教育の詳細な教育内容を規定した「改正高等女学校令」（明治三六年）や「教授要目」を忠実に実施していたことが明らかになったように思われる。では、果たして、このことは一体何を意味しているのだろうか。それは、当時の「雲の上」と同様に、県下でも旧弊の価値観によって女子教育不要論に固執していたことを露呈していることを意味している。つまり、

近代的な女子教育のあり方を模索していたために無策状態が続いていたのではなく、女子は三従の教え（親に従い、夫に従い、子に従う）に従うべき存在であり、子を産み育て、イエを守る事が女子の勤めであるという儒教的な武士道から脱することができなかった県会の無意識的な意識が浮かび上がってくるというのである。だからこそ、明治三二（一八九九）年に「高等女学校令」が公布されてもお、県立の高等女学校設立には至らなかった。なぜなら、当初の「高等女学校令」（明治三二年）では、第一条の目的に「女子ニ必須ナル高等普通教育ヲ為ス」とし、か示されていなかったからである。言い換えれば、三従の教えから脱却できない紳士たちは、「女子ノ高等普通教育」とは何かを理解できないばかりでなく、そもそも女子に学校教育が必要なのかについても懐疑的だったのである。

「義校」による男子中心の教育を展開した県下では、開国当初からいち早く女子の教養教育とそれによる地位向上に奔走した宣教師たちのような女子教育観を持つ官吏や有識者は少なかった。それどころか、女子の地位向上など論外であり、前時代と何ら変わりのない、封建的な男子中心の時代を築くことに躍起になっていたことの裏返しともいえよう。

改正された「高等女学校令」（明治三六年）によって明示された「訓育」とは、国語科の「教授要目」で規定された「我国体及民族ノ美風」として温存されてきた三従の教えに忠実な孝女の養成であり、教材「佐藤つる」のように「公令を守り、田租・雑税など、掟のまにまに人にさきだちて納め」る「国民性」の育成であり、「野田とせ」のように主家に忠義を尽くす「温良貞淑ノ女徳」を涵養することである。こうした理想の女性像が明示された「高

等女学校令」が公布されなければ、愛知県第一高等女学校は機能しなかったのではなかったか。長い女子教育空白期と、関係法規に則った教育が忠実に実施されていたという本校の実態は、図らずも県下における女子教育の理念そのものが空虚であったことを物語っているのである。

〔注〕

- (1) 平成二二年七月、愛知県郷土資料刊行会、一〇四頁
- (2) 昭和六三年三月、愛知県第一高等女学校史刊行会を参照
- (3) 2に同じ、一三頁
- (4) 2に同じ、三三頁
- (5) 2に同じ、三五頁
- (6) 二〇〇五年六月、おうふう「読本」や高等女学校の関係法規などの詳細についても本書を参照されたい。
- (7) 『尾三婦女善行録全』、明治四三年一月、愛知県第一高等女学校校友会、四頁
- (8) 2に同じ、六一頁